

別表第5 簡易耐震改修工事費補助(第3条関係)

	簡易耐震改修工事費補助
補助の対象者	次に掲げる要件を満たす兵庫県民又はその者が高齢者の場合はその二親等以内の親族 1. 西宮市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む。)を所有する者 2. 所得が12,000,000円(給与収入のみの者にあつては13,950,000円)以下の者 3. 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅を所有する者
補助の対象住宅	1. 下記のいずれかに該当する戸建住宅で原則として、「建築基準法(昭和25年法律第201号)」に適合しているもの。ただし、「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法による住宅を除く。 (1)耐震診断の結果、安全性がかなり低いと診断されたもの (2)平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性がかなり低いと診断されたもの (3)平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性がかなり低いと診断されたもの
補助の対象となる経費	1. 補助事業の対象となる住宅の簡易耐震改修工事に要する経費及びそれに伴う耐震診断、耐震改修計画策定に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)。 2. 上記1において、簡易耐震改修工事を伴わない経費は、補助の対象としない。 3. 補助事業の対象となる簡易耐震改修工事は、住宅改修業者登録制度に登録している事業者又は兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者で、補助実績の公表が可能である事業者との契約による工事であること。 4. 耐震診断・耐震改修計画の策定を自ら行った場合は、簡易耐震改修工事に要する費用のみを補助の対象とできる。
補助金の額	補助の対象となる経費に5分の4を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)又は50万円のいずれか低い金額
その他の事項	1. 簡易耐震改修工事とは、安全性がかなり低いと診断された住宅を、安全性が低い住宅又は安全性を確保している住宅とする工事をいう。 2. 店舗等の用途を兼ねるものとは、その用に供する部分の床面積が、住戸ごとに面積の2分の1未満であり、当該用途を兼ねる住宅をいう。 3. 兵庫県住宅再建共済制度は、家財再建共済制度を除く。 4. 本事業とは別に、国の補助金又は交付金の交付について、併用することはできない。